

四日市市告示 第456号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、ごみ処理基本計画を次のとおり定めたので、四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年四日市市条例第7号）第9条第1項の規定に基づき告示する。

なお、その関係図書は、四日市市環境部生活環境課において、一般の縦覧に供する。

平成27年11月30日

四日市市長 田中俊行